

車体利用広告審査関係課長会設置要綱

(趣旨)

第1条 横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第8号オの「市長が特に認める広告物等」を適用して表示しようとする図案の申請に関して、美しい横浜の都市景観を守り発展させる観点から、指導その他必要な事項を調査、審査するため、車体利用広告審査関係課長会（以下「審査会」という。）を置く。車体利用広告審査関係課長会設置要綱（以下「要綱」という。）は、審査会の運営に関して必要な事項を定める。

(会議事項)

第2条 審査会は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第8号オの「市長が特に認める広告物等」の運用基準として別に定める「横浜市屋外広告物特例許可ガイドライン」を適用して、申請に係る個別の図案を審査する。

(組織)

第3条 審査会は次の委員により組織する。

- (1) 市民局人権課長
- (2) 市民局国際平和・ダイバーシティ推進部国際平和・ダイバーシティ推進課長
- (3) こども青少年局青少年部青少年育成課長
- (4) 道路・交通政策局交通政策部道路政策課長
- (5) 教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課長
- (6) 都市整備局企画部都市デザイン室長
- (7) 都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

2 審査会に会長を置き、都市整備局地域まちづくり部景観調整課長をもってあてる。

(会議の開催)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 審査会の会議は、簡易な案件については書面による開催とすることができるものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、都市整備局地域まちづくり部景観調整課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。